

あきた 共に生きる地域づくり推進事業（地域福祉トータルケア推進事業） 実施要綱

1 これまでの経過と基本的な考え方

「地域福祉トータルケア推進事業（福祉でまちづくり）」では、平成17年度から次の4つの重点項目を掲げ、全県的な地域福祉の推進に取り組んできた。

- (1) 総合相談・生活支援の仕組みづくり
- (2) 福祉を支える人づくり
- (3) みんなの生きがい・喜びづくり
- (4) 地域福祉推進基盤づくり

その間、国では地域包括ケアシステムの構築や介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体の受皿づくりの推進、生活困窮者自立支援制度による伴走型支援やアウトリーチによる支援の推進を図った。また、社会福祉法の一部改正により、平成28年4月から社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の規定が設けられたほか、平成30年4月からは「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指し、市町村は地域福祉計画の策定や包括的な支援体制づくりに努めることが規定された。

こうした動向を踏まえ、平成29年度に「トータルケア再構築検討委員会」を設置して事業の見直しを行った。以降は重点項目を次の6つに変更し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めることが社会福祉協議会の重要な使命であることを再認識しつつ、トータルケアを発展させながら「福祉でまちづくり」に取り組んできた。

- (1) 総合相談支援窓口の整備
- (2) 多職種横断的連携システムの構築
- (3) 制度外ニーズ対応システムの構築
- (4) 公私協働によるアウトリーチ体制の整備
- (5) 地域福祉を推進する専門職の養成と配置
- (6) 地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備

この間、国では地域共生社会の実現を図るため、さらなる地域福祉の施策化を推進してきた。平成29年度からは成年後見制度利用促進基本計画に基づき、行政主導による中核機関設置等の権利擁護支援体制整備が図られた。また、令和3年4月からは、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする重層的支援体制整備事業が本格実施された。令和6年5月には孤独・孤立対策推進法が施行され、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指す取組が進められている。

他方、全国社会福祉協議会では社会の変化や各社会福祉協議会の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあることを受け、令和7年3月に「社会福祉協議会基本要項2025」を策定し、今後の変化も見据えた新たな方向性を示した。市町村社会福祉協議会の機能として、地域の実情に応じた①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進、②組織化、連絡調整、③福祉活動・事業の企画・実施、支援、④相談支援、⑤権利擁護、⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施、⑦福祉教育の推進、⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進、⑨災害時等の支援、⑩地域福祉の財源確保および助成の実施を挙げている。

一方、本県では少子高齢化や人口減少が急速に進行し、地域福祉活動の担い手不足や人とのつながりの希薄化、小・中学校の統廃合による校区の広域化等を受けて、昭和55年から取り組んでいる「小地域ネットワーク活動」のあり方や災害時の互助による対応力も課題となっている。

こうした動向を踏まえ、令和6年度に「地域福祉トータルケア推進事業検証委員会」を設置し、改めて事業の見直しを行った。地域共生社会の実現に向けて、幅広い分野での多職種・多機関の連携・協働を図り、住民の主体的な活動による「地域づくり」を推進することを明確にするため、事業名を「あきた 共に生きる地域づくり推進事業（地域福祉トータルケア推進事業）」に変更し、重点項目を3つに整理して取組を推進するものとする。

2 目的

本事業は、少子高齢化や人口減少が進む本県において、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、対象者を限定しない包括的な相談・支援体制の整備を図る。また、地域で暮らす住民がその人らしく社会参加できる基盤づくりの強化に取り組み、幅広い多職種・多機関の連携・協働により個別支援と地域支援を一体的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践し、住民の主体的な活動による「地域づくり」を積極的に推進することを目的とする。

3 実施主体

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
秋田県内 各市町村社会福祉協議会

4 重点項目

本県の地域福祉を推進するため、秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び各市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、次の3つの重点項目に取り組む。

- (1) 包括的な相談・支援体制の整備
- (2) 住民がその人らしく社会参加できる基盤づくりの強化
- (3) 多職種・多機関の協働による個別支援と地域支援の一体的な展開

5 取組推進項目

重点項目を実現するため、県社協及び市町村社協は、次の14項目の取組を行う。

- (1) 包括的な相談・支援体制の整備と対応力強化
- (2) アウトリーチによる地域生活課題の把握と解決に向けた取組
- (3) 小地域ネットワーク活動のさらなる推進
- (4) 多職種・多機関の連携・協働
- (5) 地域福祉活動の基盤づくり（プラットフォームの形成）
- (6) コーディネート機能の強化
- (7) 誰一人とり残さない地域づくり
- (8) 権利擁護支援の強化
- (9) 福祉教育の推進
- (10) 地域福祉従事者・活動者の専門性と実践力の向上
- (11) 災害対応の強化
- (12) 広域連携の推進
- (13) 行政とのパートナーシップ
- (14) 財政基盤の強化

なお、県社協は、取組の推進状況及び効果等を「秋田県地域福祉活動計画検証委員会」において確認するとともに、取組の全県的な普及や改善に向けて関係会議を開催し、市町村社協と情報共有を図る。

(1) 包括的な相談・支援体制の整備と対応力強化

相談者の属性、世代、相談内容等を問わず、相談を受け止める体制を整備するとともに、複雑化・複合化した課題に対し適切に支援できるよう、専門職の連携やスキルの向上、地域資源の活用などにより対応力の強化を図る。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 包括的な相談・支援体制の整備と対応力の強化を県地域福祉活動計画に位置付ける。
- ② 市町村における包括的な相談・支援体制の整備を促進する。
- ③ 市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（SC）をはじめとするコミュニティソーシャルワーク実践者による対応力の強化を図る。
- ④ 全県域を対象とする相談機関及び関係機関とのネットワークを強化する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 包括的な相談・支援体制の整備と対応力の強化を市町村地域福祉活動計画に位置付ける。
- ② 市町村行政と連携・協働し、包括的な相談・支援体制を整備する。
- ③ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（SC）をはじめとするコミュニティソーシャルワーク実践者を配置し、対応力を強化する。
- ④ 地域における相談機関及び関係機関との生活支援ネットワークを強化する。

(2) アウトリーチによる地域生活課題の把握と解決に向けた取組

アウトリーチ^{※1}により地域住民や関係者の状況から地域生活課題を把握し、継続的な伴走型支援によって地域を巻き込みながら、その解決に向けた取組につなげる。

※1 アウトリーチ

支援者が積極的に必要な支援が届いていない人の居る場所に出向き、潜在的なニーズを把握し、丁寧な働きかけを行うこと

(A) 県社協による主な取組項目

- ① コミュニティソーシャルワーク実践に基づくアウトリーチによる支援の必要性や取組等について普及啓発する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 全ての職員が地域生活課題を把握し、解決に向けた取組につなげられるよう組織的なコミュニティソーシャルワーク実践に基づき、アウトリーチによる支援力を強化する。
- ② 地域生活課題を把握し、解決に向けた取組につなげられるよう地域における意識啓発と福祉力の向上を図る。

(3) 小地域ネットワーク活動のさらなる推進

地域住民同士が気軽に声をかけ合って相互に見守り、関係機関と連携しながら必要な支援に結びつける「小地域ネットワーク活動^{※2}」のさらなる推進を図ることで、住民の主体的な支え合い活動を活性化させ地域の絆を強める。

※2 小地域ネットワーク活動

住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指し、日常生活に不安や心配ごとを抱える方を地域で早期に発見し対応できるよう、地域住民等が「気になる方」を見守り、地域住民と関係機関が連携し必要な支援につなげる活動(秋田県社協では昭和55年から取り組んでおり、県内各市町村社協が実施主体となり、民生委員・児童委員や福祉(協力)員などが推進役を担っている)

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 人口減少等の社会変化に即した小地域ネットワーク活動を推進する。
- ② 小地域における住民主体の地域運営組織づくり、地域福祉活動を担う人づくり、支え合いの仕組みづくり、居場所(交流拠点)づくりを支援し、普及啓発する。
- ③ 個人情報に関する適切な管理方法や本人同意の取得方法を広く周知する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 地域の実情に応じた小地域ネットワーク活動を推進する。
- ② 小地域における住民主体の地域運営組織づくり、地域福祉活動を担う人づくり、支え合いの仕組みづくり、居場所(交流拠点)づくりを積極的に行う。
- ③ 地域の実情に応じた予防的アプローチ^{※3}を強化する。
- ④ 個人情報を適切に管理しながら、本人同意のもと個人情報を活用できるルールづくりを行って局内外で連携し、必要な支援につなげられるよう取り組む。

※3 予防的アプローチ

課題が発生することを未然に防ぐための取組や発生した課題に対して早期に発見・対応することで大きくなることを防ぐための取組。

(4) 多職種・多機関の連携・協働

支援者の連携を強化し、さらに幅広い分野の多職種・多機関との連携・協働を図ることで、相談・支援体制を強化するとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、その人らしく社会参加ができる多様な機会を創出する。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 多職種・多機関との連携・協働の効果的な進め方や重層的支援体制整備事業等を活用した取組等について普及啓発する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 多職種・多機関との連携・協働を図り、相談・支援体制の強化を図る。
- ② 重層的支援体制整備事業等を活用し、その人らしく社会参加できる機会を創出する。

(5) 地域福祉活動の基盤づくり(プラットフォームの形成)

支え合いや多様なつながりが深まるよう、社会資源(人・モノ・金・情報・サービス)やICT(情報通信技術)を利活用しながら、地域福祉活動の基盤づくり(プラットフォーム^{※4}の形成)を進める。

※4 プラットフォーム

ある課題解決や活動推進のために様々な主体が参画し、資源やノウハウを持ち寄って、目標の共有、協働、情報交換、役割分担を行い連携する場

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 各地域における社会資源やICTを利活用した取組を支援し、地域福祉活動の基盤づくり（プラットフォームの形成）を促進する。
- ② 福祉教育の推進や権利擁護支援体制の整備など、目的に応じた全県域を対象とするプラットフォームを形成する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 地域の実情に応じて、社会資源やICTを利活用した取組を開発・促進する。
- ② 個別支援と地域支援において意識的に地域福祉活動の基盤づくり（プラットフォームの形成）を進める。

(6) コーディネート機能の強化

地域のプラットフォームにおいて効果的に情報交換や相互連携が図れるよう、コーディネーター(まとめ役)として調整力や提案力を発揮する。各々の活動や想いを把握し、地域住民や社会福祉法人、企業、NPO等多様な主体の参画を促すとともに、状況に応じて新たな取組を促す。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① コミュニティソーシャルワーク実践に基づくコーディネーターの養成・育成支援に努める。
- ② 必要に応じて地域のプラットフォームに参画するほか、全県域及び各地域のプラットフォームによる取組等を集約し、情報提供する。
- ③ 本県の地域福祉を推進するため、国・県・市町村等関係機関へ提言を行う。
- ④ 社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を促進するため、市町村におけるプラットフォームの形成を支援する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① コミュニティソーシャルワーク実践に基づき、コーディネート機能を強化する。
- ② 地域のプラットフォームに地域住民や社会福祉法人、企業、NPO等の多様な主体の参画を促し、多職種・多機関との連携・協働を図る。
- ③ 地域の実情に応じて、プラットフォームによる新たな取組の開発や促進を行う。
- ④ 社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を促進するため、プラットフォームにおいて中核的な役割を担う。

(7) 誰一人とり残さない地域づくり

課題を抱えている人の自立に向けて、居場所づくりや生きがいつくり等により孤独・孤立の解消や予防的アプローチ^{※3}の強化を図り、社会とのつながりや参加を支援する取組を進める。

[再掲]※3 予防的アプローチ

課題が発生することを未然に防ぐための取組や発生した課題に対して早期に発見・対応することで大きくなることを防ぐための取組。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 地域共生社会の実現に向け、社会とのつながりや参加を支援する取組を推進し、情報発信する。
- ② 地域における居場所（交流拠点）づくりや生きがいつくり等を支援する。
- ③ 生活困窮者支援を強化するとともに、新たな困窮者層への支援を推進する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 地域のネットワークを活かし、地域づくりを推進する。
- ② 地域住民が参画する居場所（交流拠点）づくりや生きがいつくり等を推進する。
- ③ 社会とのつながりや参加を支援する取組を開発・促進する。
- ④ 市町村行政と連携・協働し、支援を必要とする方への相談・支援体制を強化する。

(8) 権利擁護支援の強化

地域住民がその人らしい人生を選択できるよう意思決定を尊重し、権利擁護とエンパワメント^{※5}の視点をもって支援に当たり、自己実現できる地域づくりを推進する。

※5 エンパワメント

課題を抱えている人の自己実現を目指し、その人が有する短所に着目するのではなく、その人が有する長所、能力、強さを最大限に引き出し行う支援。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 国の成年後見利用促進基本計画等に沿って、市町村における権利擁護支援体制づくりを促進する。
- ② 権利擁護支援の重要性や支援方法等について意識啓発とスキルアップを図る。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 市町村行政と連携・協働し、権利擁護支援体制づくりに取り組む。
- ② 地域住民の意思決定を尊重し、権利擁護とエンパワメントの視点をもって全ての支援に当たるよう、意識啓発とスキルアップを図る。
- ③ 権利擁護支援を強化できるよう新たな仕組みや支援サービス等を開発する。

(9) 福祉教育の推進

体験・学び・協同^{※6}を通じて地域の中で福祉教育を実践し、地域共生社会の理解促進を図り、地域の福祉力を高めることで、支え合いの基盤を強化するとともに、福祉の仕事や活動の魅力を伝え担い手の育成を図る。

※6 福祉教育における「協同」

福祉教育では、福祉の学びをしていこうという同じ志や目標にむけて、ともに物事を行うことの意味から「協同」という用語を使用し、「協同実践」という概念を大切にしている。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 地域において「共に生きていく力」を育む福祉教育が効果的に行われるよう、福祉教育プログラムの作成・実行の過程でコーディネーターとなる人材を養成・育成支援する。
- ② 「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」という意識のもと、福祉の仕事や活動の魅力を伝え担い手を育成する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 地域の実情に応じて、「共に生きていく力」を育む福祉教育を継続して実践する。
- ② 関係者を広く巻き込んだプラットフォームを形成し、協同実践による福祉教育プログラムの作成・実行の過程でコーディネートを行う。
- ③ 「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」という意識のもと、福祉の仕事や活動の魅力を伝え担い手を育成する。

(10) 地域福祉従事者・活動者の専門性と実践力の向上

福祉職員や核となる地域活動者を対象にコミュニティソーシャルワーク実践者を養成し、柔軟な発想で企画し、個別支援と地域支援を一体的に展開できる専門性と実践力の向上を図る。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① コミュニティソーシャルワーク実践者を養成するとともに育成支援に努める。
- ② コミュニティソーシャルワーク実践の普及啓発に努め、コミュニティソーシャルワーク実践者の役割や配置のメリットを広く周知する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① コミュニティソーシャルワーク実践者の確保と配置を地域福祉活動計画に位置付けるとともに、市町村に対して地域福祉計画への位置付けを働きかける。
- ② コミュニティソーシャルワーク実践に基づき支援のスキルアップを図り、効果を広く発信する。

(11) 災害対応の強化

災害発生時に備え、平時からのつながりを基盤として、要配慮者を考慮した地域ぐるみでの災害対応の強化を図る。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 「秋田県災害福祉支援センター」を中心に、行政と連携・協働し、全国及び全地域のネットワークを活かした災害福祉支援機能の構築・強化を図る。
- ② 市町村における地域ぐるみでの災害対応を促進する。
- ③ 災害対応の強化を図るための人材を養成するとともに育成支援に努める。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 行政と連携・協働し、円滑かつ効果的に災害ボランティアセンターの設置・運営ができるよう災害対応の強化を図る。
- ② 災害発生時に備え、地域におけるネットワークを活かし、災害時要援護者支援体制を構築・強化する。
- ③ 地域ぐるみで災害に対応できるよう、住民への意識啓発と対応力の向上を図る。

(12) 広域連携の推進

人口減少等の社会変化に対応できるよう、共通目標に向け、市町村域・県域の枠を超えた広域連携による取組を推進する。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 全国及び全地域のネットワークを活かした広域連携による取組を推進する。
- ② 広域連携による取組の推進に向けた新たな仕組みや支援サービス等を開発する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 人口減少等の社会変化に対応できるよう、広域連携を視野に入れた新たな仕組みや支援サービス等を開発する。

(13) 行政とのパートナーシップ

地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進する責務を有する行政とのパートナーシップのもと、地域プランニングの視点を持って活動支援・事業展開を行う。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 県地域福祉支援計画と連動した県地域福祉活動計画を策定し事業を展開する。
- ② 県行政と連携・協働し、市町村における取組を支援する。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 市町村地域福祉計画と一体化又は連動した市町村地域福祉活動計画を策定する。
- ② 市町村行政と連携・協働し、地域への活動支援・事業展開を行う。

(14) 財政基盤の強化

福祉施策の動向を把握しながら公的財源の確保に努めるとともに、自主財源の確保に努める。地域生活課題や目標、解決策を見える化し、共感に基づくファンドレイジング※7により財源を確保することで地域生活を維持・充実させるための取組につなげる。

※7 ファンドレイジング

活動のための資金(寄附、会費、助成金、事業収入、委託収入等)を個人、法人、政府などから集める行為。共同募金、クラウドファンディングなどが含まれる。

(A) 県社協による主な取組項目

- ① 地域福祉を推進する中核として法人運営の基盤強化を図り、福祉施策の動向に応じた公的財源の確保に努める。
- ② 市町村社協の財政状況について情報提供を行うとともに、財源確保に向けて、福祉施策の動向に応じた公的財源の確保や共感に基づくファンドレイジング等による民間財源の確保について情報発信を行う。

(B) 市町村社協による主な取組項目

- ① 地域福祉を推進する中核として法人運営の基盤強化を図り、福祉施策の動向に応じた公的財源の確保に努める。
- ② 課題や解決策、目標を可視化して提示し、共感に基づくファンドレイジング等による財源や物資を確保する。

6 秘密の保持

本事業の推進に携わる者は、対象者の人格と人権を尊重するとともに、相談・支援活動等により知り得た身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は令和8年4月1日から施行する。